

あると言うふうなことを覚えております。  
 それから後と二名、佐氏課の職員を増  
 員並みに消防吏員の中で一人を増員  
 でありますけれども、我々が審査した  
 過程の中では、確かに現在の陣容で  
 はいささか無理はしてゐるというふう  
 なことは十分伺いますし、特に消防  
 行政をみました場合に、いささかの大  
 きな目標としては、予防消防に力を  
 いけるべきである、というふうな当局  
 の計画、並みに宜野湾市消防本部の計  
 画を聞いた場合にやはりその必要性に  
 ついては、我々としては十分認める  
 訳でありますけれども、しかしながら  
 すぐ増員だと言うことに対して、もっと  
 検討をする必要はないか、さき  
 ほど申し上げましたように総合的な  
 立場から各課の調整、あるいは適材  
 適所、あるいは事務の合理化、並みに  
 事務機の導入等によってもう少し努力  
 をすれば、それではなんかないか、ある程度  
 まではいけるんじゃないかと言ったよう  
 な立場からあと一考を要しまして、  
 この二名の増員につきましては、市として  
 結論を出してござります。よって、  
 そのような審査の中で、こういう結論  
 を出してござりますので、皆さん方の  
 検討をお願いすると同時に、又皆  
 さんのご質疑に十分お答えして、ご

説明を加えようとするように添えて  
あります。以上で説明を終わります。

議長

本案に対する質疑を許します。

ノ番

職員の数条例、6名の新規雇用に  
ついてあります。国民年金の仕事  
をする方が2人、係母さんが2人、住  
民課の職員1人、消防1人、この6名  
という事でございまして、委員会が  
検討されて、一部修正であります。住  
民課と消防は、一考を要するという  
事でございまして、委員長が報告で  
は、この住民課と消防、この担当課の  
事務の検討をしたけれども、非常に  
無理をなされて、それどもその増員  
は、必要とするけれどもその分を今一  
度、本市職員全体の各課の限合的  
な検討、これによってカバーできるという  
事でございまして、その一因で、認め  
られたい。

総務委員長

その検討によって、十分。

ノ番

限合的な検討をすれば

総務委員長

お答えいたします。カバーできるとい  
ったようなはつきりした答、出してあり  
ません。その検討した結果、どうしても  
も、必要であれば、その時、我々には

配慮してもいいんじゃないかとそこで早速、総務課長に對しまして、その総合的な検討をなさようにと、うような指摘もしてござります。

### ノ 着

消防行政でござりますが、そこで消防の職務についてですか。復帰後、それから復帰前でもよろしゅうござります。消防行政が現在の組織から他の組織、機構が変ってきてある、というとも聞かされておりますが、その辺はどう解してあるか、具体的に。

### 総務委員長

聞かされております。しかしながらはっきりした、法的にどう云ったようなものか、どのような形で変っていくのだと云ったような詳しい、具体的な面までは聞かされていません。しかしながらこれから宜野湾市が、建物の高層化、並びに工場の誘致等によって、これは予備消防行政、予防査察、こういうような重大な仕事が必要ならば、なる、現時点の事情は、十分理解してあります。そこでこの度、増員されるのか、今一つ、昼夜勤務で交代制を取ってある。その庶務的な仕事は現在の常備員、常備隊員が、やって、いよう、その事務

の一部を今度の増員される人々にあて  
たいというのと、そしてそのかわり予  
防行政、並に査察の面に活用した  
いと言ったようなことでございまして  
で先程申し上げたように庶務関係  
にあてるならば、消防に充てるという  
の事務を担当する職員は、総合的  
に調整して、その後にしても十分可能  
であるし、又現在、やっつけている指令が  
その事務の一部を担当してあるように  
あります。もしその事務を他の職員  
で十分兼ねていくということであるな  
らば、現在の指令は専門的にそう言  
った査察行政、或いは予防行政の仕  
事に、或いは作業にあてても現在時長  
では、差支えはないんだと言ったよう  
なことで、できるだけ早い機会に総合  
的な検討を加えて、そして増員計画  
を立ててもらいたいと言ふことは、先  
程申し上げたように譲歩してございま  
す。

1番

もう一英、住民課でございませうか。こ  
れは、住民課の仕事か。やはり事務  
分量の増加による増員計画であり  
ますか。特別に。

総務委員長

新しい事務ができたというといや  
なくして、現在の陣容体制では、い  
くらか無理をしてやるし、一週間位  
その事務を停滞して、いさようでござ  
います。その分だけは、休日勤務並みに  
時間外勤務で補って、いさようでござ  
います。そう言ったような関係でござ  
います。そういう時間外勤務並みに休日  
勤務を省いて、そして増員によるとい  
うの、その分だけをやらせようと言ったよ  
うな考え方のようではございませ

議長

ほかの質疑もないうらでございませ  
ますので、質疑を降りたいと思いま  
すが、御異議ございませんか。

議長

御異議ございませんので、質疑を降  
り併せて委員報告も降ります。

議長

本案に対する討論を求めます。

議長

討論も省略したかと思いま  
すが、御異議ございませんか。

議長  
御異議ございませんので、討論を省略いたしまして、表決に付します。

議長  
議案第12号 直野湾市職員定数条例の一部を改正する条例についてを、表決に付します。

議長  
原案を一部修正した委員会案の通り決まることに御異議ございませんか。

議長  
御異議なしと認めます。よって委員会案通り可決することに決定をいたしました。

議長  
次は日程の第8 議案第13号 直野湾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましても、6月10日の本会議に所きまして、総務常任委員会の方へ付託をしておりますが、審査報告が議長の平もとまで参っております。係をして朗読をさせます。

議長

休憩いたします(午前11時45分)

再開いたします(午前11時46分)

議長

本案に対する総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長

本議案につきましての総務委員会の経過並に結果について、御報告申し上げます。この問題につきまして、従来の産前産後の7週をこの度の10週間有給にすると言ったような改正の内容であります。これにつきましては、委員会としましては、これは、労使間の団体交渉によるところの要決事項ゆえから政府並に他市町村の状況についてもその資料と説明を求めて、審査を進めてまいりました。そこで結果的には、母体を保護し十分な休養を与えることと安心して、産前産後の休暇をとるといったような見地に立ちまして、原案通り可決していただくようなことを決定してあります。なお、その他のことにつきましては、皆さんの御質疑に回答をしたと思っております。



議長  
本案に対する質疑を許します。

議長  
質疑もないうろでありますので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

議長  
御異議ありませんので、質疑を終り併せて委員長の報告を終ります。

議長  
本案に対する討論を求めます。

議長  
討論も省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

議長  
御異議ありませんので、討論を省略いたします。表決に付します。

議長  
議案第13号 直野湾市職員勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

議長

原案の通り可決することに御異議ございませんか。

議長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案の通り可決することに決定をいたしました。

議長

日程第9議案第14号 宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例については、6月12日の本会議に付託して、総務常任委員会に付託をしてありましたが、審査が終了しまして、報告書が参っております。本報告書の朗読を省略いたしました。直ちに総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長

本議案につきまして、総務委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

プリントにも御座居ますように本議案につきましては、他市町村並びに実状十分検討した結果、適当であるというふうに委員会としては認めまして、原案通り可決すべきであると。

うふうな決定を下してあります。どうぞ  
一つよろしく御検討をお願い致します。

議長  
本案に対する質疑を許します。

議長  
本案につきましても質疑があるよう  
でございませぬので、質疑を総りた  
と思ひませぬか。御異議ございませぬか。

議長  
御異議ございませぬので、質疑を総  
り併せて委員長の報告も総ります。

議長  
本案に対する討論を求めます。

議長  
討論も省略をしたと思ひませぬか。  
御異議ございませぬか。

議長  
御異議ありませぬので、討論を省略  
いたしまして、表決に付します。

議長  
議案第14号、宜野湾市報酬及び費用并

償条例の一部を改正する条例について  
を採決いたします。

議長  
原案の通り決すことには御異議ござ  
いますか。

議長  
御異議なしと認めます。よって本案は  
原案通り可決することと決定をいたし  
ました。

議長  
次は日程の10番目、議案第15号宜野  
湾市職員の給与に関する条例の一部  
を改正する条例につきましても、6月の  
12日の本会議におきまして、総務  
常任委員会に付託をしておりました  
が、審査を終了いたしました。報告書  
が参っております。一応本報告書を  
議事録長をして朗読をさせます。  
その間休憩をいたします。  
(午前11時55分)

議長  
再開いたします。(午前11時57分)

議長  
総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長

本議案につきまして、総務委員会を経過並かに結果について、御報告申し上げます。

先ず、本議案の改正の内容から申し上げますと、従来、1.50セトの宿直手当が水道部の職員に限って、2ドルにアップされるといふような内容であります。この取扱については、総務委員会審査の中でも、疑問視され、かつ又、問題として相当論議の焦点になった訳であります。一般職員の宿直手当は、そのまま据置きであるとして、これは労使間の協定事項にもなっており、まして、しかしながら、条例の中で水道部職員には2ドル、或いは一般職員の宿直手当は1.50セトだと言ったような区別がなされてございませぬ。従って、2ドルにアップされるとやはりこれが一般職員の宿直手当にも適用されるし、又、当然その請求権が生じて来ると、そのような問題であるといふようなことで、何らかのことに規定づけられたいものかどうか、相当研究をしなければ、けれども御承知のように、水道部職員の条例該規定につきましては、一般職員の条例を市職員の条例をそのまま準用するといふような規定しかございませぬ。そのアップすると水道

部職員は宿直手当を50セントアップ  
 するといふその必要性については、充  
 分理解してあります。と申し上げま  
 すのは、宿直でありながら漏水、或は  
 その他の臨時に夜間勤務をさせる  
 場合があるようにあります。そこで  
 一般職員の宿直の任務と或は水  
 道部職員のこのやつかはるその任務と  
 は、あつちから違つて、非常に負担  
 過重であるといふようなことは十分認  
 めてあります。ただ、どのような形で  
 両方區別して、規定すべきかといふよ  
 うなことで、だつた苦心をした訳であ  
 ります。しかしながら、別々に規定でき  
 るような、合せるような規定を制定する  
 或は、設定するだけの資料並にそれ  
 だけの問題が見出せませんでした  
 ので、一応、50セントとあるを2ドルと  
 いうことになくして、2ドル以内とし  
 ておいて、運用の面でしかも労使間の  
 協定事項を十分遵守してもらうといふ  
 ような形でしか処理できなかつた訳  
 であります。しかしながら、この紳士協  
 定なるものが、いつ或は、いつの時  
 分でそれが終了し、或は又破棄され  
 るか解りませんので、これについて非常  
 に危惧の念を抱いた訳であります。  
 けれども、先程も申し上げたような事  
 情でどうするにと、合せることか

297  
をなして、運用の面でしかこの問題は  
執行できる」と言ったようなことで、内  
容自体は認めておられますけれども、  
しかしながら、字句の問題で「ドルと  
うよう限走す」けると「う」とは、これは  
問題であると「う」として、以内をつき加  
えまして、一部修正の形で本会議に  
報告した次第でござります。一つよろ  
しく御検討を願ひ申し上げます。

議長

本業に対する質疑を許します。

8番

今先の委員長の御説明によりますと、  
その宿直の年当りの水道部職員にだけ  
2ドルを支給されておるといふような  
説明でござりますか。同じ市職員で  
ありながら、片一方は1.50セキ、片一方  
は2ドル支給されておるといふことで  
説明でござりますか。その理由はど  
こにありますか。

総務委員長

先程、少を申し上げますけれども、  
その水道部職員の宿直勤務は、その  
漏水、或いはパイプの破損、或いは  
又、夜間工事の関係でもあった  
場合に、色々とこの作業に、従事した

り或いは、又漏水の場合には自ら出  
かけて行って、その修理作業もやる所  
けりやなうんと言ったような肉体的  
な労働とそれからたえずあつちこつち  
から電話がかかかって参りますので、精  
神的な負担、そういったものを考へた  
場合には、それだけ一般職員との区別  
はあつてしかるべきじゃなうかと、さう  
うなことは十分我々は理解して居る  
し又、認めて居ります。

8番

実は水道部の場合は、さういふ漏水  
関係、又さういふ電話の肉題が大きい  
ので、多うのでと、さう意味から宿直  
任務をで可ぬ、数を多くふやしてある  
と思つて居るが、その実は着査はどう  
なつて居りますか、水道部の方は、数で  
ふやしてあると思つて居るが。

総務委員長

は、どの程度数を増<sup>ふ</sup>やしてあるか  
どうか、それは、はっきり聞きませんが、  
したので、当局から説明を願つて致し  
ます。

水道部長

私の方から御説明申し上げます、只  
今の御質問の件は、多分去年或



いは、一昨年あたり断水の場合に水の節約の意味でずっと節減で向に合わなくて動員したものだと思えますが、実際には、この平生の節減は同じでござります。又、予算上でこれは予想も足りる。款でござります。万が一を何して、予算上で計上はしてあります。平生は二名で勤務してあります。節減は二名で勤務してござります。

8番

今先の御説明では、私も予算上そして、いつかの議会での説明、その記憶によつて、質疑をしてる。款でござります。予算の措置はとられてる。普通の節減は、同じです。

水道部長

同じでござります。あくまでもこれは、平時に備えるというもうな格好で仮りに現時点では、そう。心配はございません。8月と9月が、湯水期の場合には、予想もされる。ことはございません。こう。場合に、いざひつかつてからやれ、予算が足りる。と。う。ことか。前にはござりましたので、これを解消するため、予算上は計上してござります。平生は二名でござります。

8番

は、

1番

この条例、コドルと書かれた場合は一般の市職員も（聴取不能）あるということですか。

そうすると、この宿直という任務、これをこの条例でするね。この宿直手当を運用面で令けるといってどうも申しませぬのは、水道部の宿直、仮りに水道部が宿直がたります。ある時突如漏水事故があった場合にそこでとんで行くので、そういう負担があるので、水道部職員の宿直に限って、一般職員とは、差のある手当を、理解いたしてあげて、宿直の定義と申しませぬのは、私もあるが、それよりは、一定の宿直手当でありまして、事故があったら、水道部職員が現場へとんでいくと、そこには、当然留守になります。これは宿直ならんである。あるいは何かの条例をそこに明記して、それは、別の方法もある。これをカバーできるものかどうか。

総務委員長

只今、御指摘の点につきまして、私共もほかの委員では、きりして、

規定が何人ものかどうか、という点も十分、研究もしましたし、検討もしましたけれども、先程申し上げたように水道部のこれに関する条例、規定というものは、ございませぬ。ただ市のものを準用するということしかありません。そうするとこれでコドルというふうに限定した場合は、条例上には、当然、コドルを支給しなければならず、一般職員もコドルを支給しなければならず、ということになります。労使間の協定が又、おかしくなるし、或いは又、今後、すぐコドルにこれを通用する可能性があるので、コドル以内というふうに書いておけば、運用の中で労使間、或いは又、執行者があくまでも妥当な額を支給してもらうんじやないかと、いったように一つは、当局に対する信頼もございませぬので、"おれ急帰"なるのと、おそろしく制度の改正、或いはその他の法の改正によって、別にそれは、条例が出来るんじやないかと、その間の暫定的な措置として、一応は認めなければならぬんじやないかというふうなことで認めておきます。

／＼

委員長の説明では、一般職員の場合

でもやはり宿直となりますと、自宅を離れて泊る訳ですから、責任を伴います。その宿直というものをどう水道部は思うのか、それだけで一般職員と水道部と差別してあることは、ちょっと納得いきませんが、将来の問題として検討しなかりやいかんと委員長の審査の結果には、御意見は以上で説明は納得してあります。以上終了。

### 8 着

非常に変則的な条例になりますので、あと1頁を同致します。先程の説明によりますと宿直は2名だとどうぶつに答弁がございまして、もしその2名で足りるかどうかが、それと同時に1番議員の質疑と関連がございまして、相当の数量があるならば、その人員をどうやってやるべきところまで、いつまでか、どうか、そのへん、もし審議の段階で話しがなければ、当局でもよろしくございします。

### 総務委員長

今日の質疑に対して、水道部長から答える所願いたします。

水道部長

お答えいたします。平生はずっとこの市の宿直でやっていく訳ですが、市の水道部での運営上で給水指定店というものがござります。17件現在ござりますか。これ達とも協定結んで修理の約束まで義務付けてあります。そして現在は前はこれは非常に晩、夜間の修理とか、むつかかった訳でござりますか。この中で年にある場合にはこの指定店でもこの当番制がござりまして、この応援を求めたりします。そしてそれでもまだ大きな事故かであるとした場合には夜間でも動員をかけるとか、この方法を準備をとってありますか。1回位は近所の人を呼ぶこともござりますか。全員動員したことはござりません。指定店とタイアップして、その修理はやるようになってありますか。平生は指定店を呼ぶということは、少ない実状でござります。

8番

漏水

修理しようとした修理関係、電話等で（聴取不能）殆んどござりますか。

水道部長

宿直日誌、御覧になれば、あつてござ

いいますか。1ヶ月を通じて、回数にしたら  
 1回以上ございませう。ある晩には2  
 ~3回もあると、中にはなな場合もご  
 ざいませうか。もし回数を平均するとした  
 場合、おそろく40回以上あるんじゃないやな  
 いかと考へておられます。これは御質問とち  
 よつとあつておられるかも知れませんが、1番  
 議員さんから御質問がありました。ち  
 よつとつきかたなと思ひます。なる程  
 この条例の場合には、確かに現在、水  
 道部が、一般合計の給与条例を準用  
 してゐる関係で派生してへんなといふ  
 ような話しもございませうか。實際を言  
 つてございませう。本土法な人かか適用  
 された場合には、明らかにこの企業職  
 員の場合には、給与条例を設けな  
 ければならぬといふふうになるかも知  
 れませんが、しかし現時点では、宿  
 直があるが故に宿直の場合には、  
 宿直規程によつて義務責任は、負わ  
 されてゐる訳でございませうか。毎日も  
 当然のようになると、それから当然の  
 ようにはななといふので、この職員から  
 何んてございまして、団交の結果で  
 今の提案はされてございませうか。あ  
 くまでもこれは暫定的といふような  
 格好になるんじゃないかと考へてお  
 られるかと考へてございませう。なるほどこの宿直は  
 当然、同じ責任だから同じにやつて

もし出るとしたらこの超勤とか、何とかの方法でそれをやるのが、建前かも知れませんが、しかし今までは、現条例のもとでは、まだ十分じゃないという観点から団交の場合にも一応その話しがまた誤でございしますが、現在この提出してございするような方法で妥協になつておりますので、提出してございしますが、提案者の方でも強くつめれば実際には、そのすよつと変だと感じます。しかし現時点では条例とか何とかの予備でこの程度しかできないうじやないかとこの考えを持っております。よろしくお願ひ致します。

議長

質疑も尽きたようでありますので、質疑を終りたいと思ひますが、御異議ございせんか。

議長

御異議ございせんので、質疑を終り併せて委員長の報告も終了します。

議長

本案に対する討論を求めます。

議長

討論も省略を「たした」と思いますが、御異議ございませんか。

議長

御異議がないと認めます。討論も省略「たしまして、着決に付します。

議長

原案を一部修正した委員会案の通り可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議なしと認めます。よって委員会案通り可決することに決定を「たしました。

議長

以上もつまして、午前の日程は終了です。午後は日程の一部変更「たしまして、教育委員会の方から進めて参ります。午後の時から再開「たします。御苦労さんでした。休憩「たします。

(午後12時21分)



議長

出席15名であります。定足数に達してありますので、午前に引き続き午後の本会議を開きます。

(午後2時9分)

議長

日程の一部変更をいたします。日程の10の次に11が議案第28号、12が議案第29号、13が議案第31号、14が議案第24号、15が議案第30号、16が議案第16号、17が議案第18号、18が議案第25号、以上の通り日程を変更いたします。

議長

先今申し上げました通り日程を変更いたします。日程の第11議案第28号を「準備願」します。

議長

議案第28号宜野湾区教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則については、6月13日の本会議に付託して、総務常任委員会の方に付託をいたしてあります。審査が終了いたしました。報告書が参っております。本報告書の胡説を省略いたしました。直々に総務常任委員長の報告を求め

可。

総務常任委員長

総務委員会の審査の経過並に結果  
について、御報告を申し上げます。本議  
案につきましても、教育委員会の制度  
の変更によりまして、従来社会教育主  
事が地区連合教育委員会にござ  
いましたのが、この度、各市町村の委員  
会に身分が移されて、その社会  
教育主事を設置する義務を負わされ  
てくるようござります。そこでこの改  
正案も従来、なかつた社会教育主事を  
事務局設置の中に、今移してござ  
ります。それだけが改正の内容でござ  
ります。別にさほどの問題はござ  
りませんので、原案通り当然可決  
してしかるべきだという結論を出し  
まして、このように報告をしてござ  
りますので、よろしくご検討を願ひ申し  
上げます。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

質疑もないようござりますので、  
質疑を終るとして御異議ござ  
りませんか。

議長  
御異議ございませんので、質疑を終  
り委員長の報告も終わります。

議長  
本案に対する討論を求めます。

議長  
討論も省略したいと思いませんか。ご  
異議ございませんか。

議長  
ご異議ございませんので、討論を有  
略いたします。表決に付します。

議長  
議案第28号 宜野湾区教育委員会事務  
局設置規則の一部を改正する規則  
について採決いたします。

議長  
原案の通り可決することにご異議ご  
座いませんか。

議長  
ご異議ございませんので、原案通り  
可決することと決定をいたしました。

議長

次は日程の第2議案第29号宜野湾区教育委員会事務局職員定数規則の一部を改正する規則については、6月の13日の本会議において総務常任委員会に付託をしておりましたが、審査が終了しまして、報告書が参っております。報告書の朗読を省略いたしまして、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長

議案第29号についておきましては、定数の改正でござります。この定数の改正の内容は、今度、宜野湾小学校に附属幼稚園を設置するようござります。そのために幼稚園の教諭を3人採用するようになっておきます。それによって、今度のこの定数の増になっておる理由でござります。よって、別に問題はございません。私共委員会といたしましても報告書の通り原案通り可決可決可決といたしまして、結論を出した状態でござります。よろしくお頼み致します。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましても質疑を終りた  
と思えますが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、質疑を終り  
併せて、委員長の報告も終ります。

議長

本案に対する討論を求めます。

議長

討論も省略いたし~~ました~~と思  
いますか、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、討論も省略  
いたしまして、表決に付します。

議長

議案第29号 首野学区教育委員会  
職員定数規則の一部を改正する規  
則についてを採決いたします。

議長

原案の通り決すことにご異議ござ  
いませんか。

議長

ご異議ありませんので、原案通り可決  
することの決定をいたしました。

議長

次は日程の13番目、議案第31号、  
野区教育委員会報酬及び費用弁償  
等に関する規則の一部を改正する規  
則については、6月の13日の本会議に  
おきまして、総務常任委員会に付託  
してありましたが、審査を終了いた  
しまして、報告書が参っております。  
報告書の朗読を省きまして、総務常  
任委員長の報告を求めます。

総務委員長

御報告申し上げます。この議案は教育  
委員の報酬が、今度アップされて、  
その改正が主でござります。これに  
つきましては、本会議においても若干  
色々な論議を呼んだようござり  
ますけれども、委員会といたしましては  
このアップにつきましては、この原案に  
つきましては、妥当であるというふうな  
結論を出してあります。しかしながら  
これは色々な資料、或いは各市村の  
資料等も十分検討の上で結論を出  
してござりますので、一つよろしくご審  
議をお願い申し上げます。尚、詳細

にわたっては、皆さんの御質疑にお答  
えいたします。

議長  
本案に対する質疑を許します。

議長  
ほかに質疑もないようでありま  
すので、質疑を終りたいと思  
いますか。ご異議ござい  
ませんか。

議長  
ご異議ありませんので、質疑  
を終り併せて、委員長の報告  
も終了します。

議長  
本案に対する討論を求めます。

議長  
討論も省略したいと思  
いますか。ご異議ござい  
ませんか。

議長  
ご異議ありませんので、討論  
も省略いたします。表決に  
付します。

議長  
議案第31号 直野湾区教育委員会報酬  
及び費用弁償等に關する規則の  
一

部を改正する規則についてを採決いたします。

議長

原案のとおり決することにご異議ございませんか。

議長

御異議ないと認めます。よって本案は原案通り可決することと決定をいたしました。

議長

次は日程の第14議案第24号宜野湾区教育委員会職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則につきまして、6月の13日の本会議において、総務常任委員会に付託をしておりますが、審査を終りまして、報告書が参っております。一応総務常任委員長の報告を求めます。

総務委員長

総務委員会に托けるところの審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。この議案につきましては、現在の規則も十分検討した上で、この内容については、市の職員並みであるという見地から創設問題



はごさいませんでしたけれども、しかし  
なから規則の条文、体形、名称、そう  
言ったようなものに若干修正を加え  
なければならなかった款でございま  
す。従って、これにつきましては、委員  
会法の趣旨によりまして、修正権が  
与えられておられる関係で、一応、事  
務平続き上、どうしても返戻をせざ  
るを得なかった款でござります。

従って、この件につきましては、一  
つの変則的なるものとして、私共、非常に  
この処理に対して苦慮した款でござ  
ります。そういった面も十分御理  
解いただきまして、委員会の出した結  
論に対して、御検討を願って申し  
上げたと思っております。尚、疑向の点に  
つきましては、皆さん方の御質疑に  
お答え、ご説明申し上げたと思  
います。

議長

本条に対する質疑を許します。

議長

質疑もないうでござりますので、  
質疑を終ることにご異議ござら  
せんか。

議長  
御異議なしと認めます。直ちに採  
決に入ります。

議長  
本案につきましては、委員会の報告  
通り本会議へ返戻することと認め  
ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長  
御異議ありませんので、本会議へ返  
戻することと認めることにいたします。

議長  
休憩いたします(午後2時29分)  
再開いたします(午後2時39分)

議長  
議案第24号につきましては、質疑の  
段階で継続審議として扱ったこと  
を御異議ございませんか。

議長  
御異議ありませんので、継続審議  
といたします。

## 議長

次日程の第15議案第30号宜野湾区教育委員会職員の職級、初任給、昇給、昇任等の基準に関する規程の一部を改正する規程については、6月の13日の本会議に付託をしまして、総務常任委員会に付託をしておりますが、審査を終了いたしましたして、報告書が参つております。本報告書の朗読を済まして、総務常任委員長の報告を求めます。

## 総務委員長

総務委員会に付ける審査の経過と結果について御報告を申し上げます。本議案とそれから議案第16号委員会の給子に関する規則の改正と関連いたしましたので、関連させて色々な角度から検討をして参つた訳であります。これにつきましては、もっとも問題になつたのか、別表第1でござります。これと16号の号給者の別表と関連いたしますので、議案第16が本会議に返戻するとうふうに決定されましたので、関連した議案といたしまして、この議案第30号も同様に本会議に返戻することを決定し、その措置を取つた訳でござります。以上申し上げます。尚、詳しく御質疑のつきましては、その

30  
都度、お答えに説明申し上げたいと思っておりますので、よろしくご検討をお願い申し上げます。

議長

本案に対する質疑を許します。

1番

委員会報告書の中に教育委員会より教育委員及び教育長、会計係の出席を求め、意見を聴取して審査を行ったとござります。それと審査を行ったけれども返戻する理由として、審査できなかった、ちよとちかしくありませんか。その審査というのが、一応はなされた審査というのは、即ち16号と関連するためというコトだけでありませうか。それ以上に審査なされたかどうかどうか。

総務委員長

この議案につきましては、先程申し上げたように、創表の。

議長

休憩いたします（午後2時45分）

再開いたします（午後2時45分）

総務委員長

この議案につきましては、別表だけが  
問題になりましたので、この別表が給  
与改正の号給者の別表に関連した款  
でござります。従って、議案第16号を  
併せて処理しなければ、処理できな  
かったのか、大きな理由でござります。  
勿論、御指摘の通り関係者の方を全  
部出席を求め、これは16号と関連し  
て審査をしました関係で16号の処理  
同様、同時にやらなければならぬと  
言ったような理由のもとに返戻の手続  
きを取った次第でござります。よろしく  
御願い致します。

議長

ほかの質疑もないうちでありますので  
委員長の報告を終りまして、直ちに採  
決に入ります。

議長

委員会の報告通り本会議へ返戻可  
ることを認めるとは御異議ござ  
りませんか。

議長

御異議ありませんので、本会議へ返  
戻可ることに決定をいたしました。

議長

次は日程の第16、議案第16号宜野湾  
区教育委員会職員の給与に関する規  
則の一部を改正する規則につきまし  
ては、6月13日の本会議において、総務  
常任委員会に付託してありましたが、  
審査を終了いたしました。報告書が  
参っております。本報告書の朗読を  
省きまして、総務常任委員会長の報告  
を求めます。



が与えられておりませんので、当然  
本会議には返戻をして、そして訂正  
すべき面は本会議の了解をえた上  
で、訂正をさせた方が「いいんだ」と言  
ったようなことで、一応、返戻の手続  
きをとった次第でござります。ひとつ  
可否の決定を委員会は回避したん  
じゅうなくて、あくまでも筋は筋として  
とおうさうと、言、たような観点に  
立、ての返戻の趣旨でござりますの  
で、そのへんも十分くんで「ただ」  
てよろしく御検討をお願い申し上  
げたいと思、います。ふんふ。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

他に質疑もござ、りませんので  
質疑を終り、併せて委員長の報告を  
終ります。

議長

委員会の報告どおり本会議への  
返戻を認めることにご異議ござ  
りませんか。

議長

ご異議なしと認めます。よって、本案



は本会議へ返戻することにした  
しました。

議長 暫く休憩いたします。(2:53)  
再開いたします。(3:30)

議長 継続審議中の日程第17、議案第  
28号、宜野湾区教育委員会職員給与  
及び休暇に関する規則の一部を  
改正する規則についてを再び上程  
いたします。

議長 本案に対する質疑を許します。

教育長 議案第28号については撤回を  
いたしましたと思っております。よろしくお願  
い致します。

議長 お諾りを致します。只今教育長  
より議案第28号については撤回した  
いと言う申し入れがありましたの  
で、これに対してお諾りをいたしま  
す。

議長

撤回を認めることにご異議ございませんか。

議長

ご異議ございません。よって本案は撤回を認めることに決定いたします。

議長

日程の第18、議案第30号、宜野湾区教育委員会職員の職級、初任級、昇級昇任等の基準に関する規程の一部を改正する規程についてを再議上程いたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(3:31)  
再開いたします。(3:31)

議長

日程の第19、議案第16号、宜野湾区教育委員会職員の給与に関する規則の一部を改正する規則についてを再議上程いたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

議案第30号、議案第16号併せて質疑を許します。

教育長

宜野湾区教育委員会職員の手給に關する規則の第19条の2号の80、-ドルとあるのを、88、-ドルに訂正したと思ひます。よろしくお願ひ致します。

議長

両案に対する質疑を許します。

1番

議案第16号、こけの別表第1の号給表162号級270、-ドルに該当する職員がおられますか。

教育長

予算が通りまるとこけの手定された方が115、-ドルあります。

1番

この号級表を設定するにあたりまして、270、-ドルに該当する職員がおられる。そのためにこの号級表はもう

けられた心ですが。

教育長

号級表の設定と申しますと号級表をつめてそこに給与をあてはめていくのが、状態だとこう思う訳です。

1番

給与体系、号級表、そういうものは、すべて給与の均衡と申しますか。給与と申しますのは、勿論勤務年数、職位その他の面を考慮に入れて、どこかみても均衡を保つのか。給与体系があります。この号級表は、いままで申し上げましたような、給与体系、この均衡を欠いておりませんか。

教育長

やはりあつちや通りだと思えます。しかし現在のところではやはり職種別にこういうふうなものを決めていて、その職種別のところがありますと政府みたくにありまると、たぶんいいんですけれど、大体市町村とか教育委員会の方は下から上まで一体になつてありまして、そこにはやはり不均衡と言うふうな感じのするところか、自然に出てくるなにかござ

います。それはやはりその人の勤務年数とか、もうひとつはその人の職務におけるその責任とか、そういうふうな関係で、こういうふうな一体化にした場合においては、こういうふうな出てきておる訳でござります。

1番

162号級を受けるとは、一般職でござりますか。特別職でござりますか。

教育長

教育委員会の方には、今のところ特別職とまうふうな職はもうけてありません。

1番

一般職でござりますね。マスターの場合におおしく職員の場合には、宜野湾市の職員でも同じだと思っておりますか。大体、使用者と組合と用交の結果、受当の額をみられたはすかであります。私が聞いた範囲内はおおしく、20-10前後か受給した額かと聞かれておりますか。特定の人に限って特別職でござります。これをみ替にもひき上げると、どう言うことなんでしょうか。

教育長

お答を申し上げます。たゞまほど  
おっしゃるとおりだと思つます。しかし  
やはりこれまでの慣例の上から或  
は又、18ヶ市町村なかつた場合、  
会計の職にあつたものは、今までのこ  
う言ふうなマース、アップの普通の職  
員とかわつたマース、アップをしてお  
ります。例をば、来年度の予算をみま  
した場合において別の区で申し上  
げますと。

1番

職員給与は高にのこしたこ  
とはごおかせんけいども、私か言つて  
いるのは、給与体系の均衡、これを私  
は質問をしておる訳でござります。  
その給与をさういふ人が私の肉親で  
あれ、誰かであれ、私はそこには  
感情をばさみません、その給与が  
本当に誰かみてお正し、職員が  
さみた場合でも、どの職員にでも、  
あてはまるような、均衡のとれた  
給与体系であるか、どうか。  
これを私か審議しておる訳で  
ござります。さう言う意味によりまし  
て、議長、これは今日で表決をとり  
ますか。その16番議案関係が3.30号

これはちつと検討せ用するつもりと思  
ます。もし今日、今表決をとるので  
あれば私は議員として、この言う号  
級表を我々が認めたことになければ  
議員として良心が許しません。そう  
言う訳で給与体系の審議でありま  
すので、今日、今採決するのであ  
れば、この座から私は退場します。

議長

暫く休憩いたします。(3:50)  
再開いたします。(3:58)

議長

議案第505、議案第16号につしまし  
ては、質疑の段階で継続審議とし  
ておきたらと思っておりますか。異議  
ありませんか。

議長

異議ありませんので、継続審  
議といたします。

議長

以上をもちまして、今日の日程は、  
全部終了いたしました。尚、28日の午  
前10時より再び本会議を開きます。  
たいへん御苦労さんでありました。  
(3:56)

閉議